

平成 27 年度  
包括外部監査の結果報告書  
(テーマ)

出資等外郭団体の運営状況・財務事務について

平成 28 年 3 月

山形県包括外部監査人  
尾形吉則

第1章	総論	3
第1	包括外部監査の概要	3
1	監査の種類	3
2	選定した特定の事件（テーマ）	3
3	特定の事件を選定した理由について	3
4	包括外部監査の実施期間	4
5	包括外部監査の対象期間	4
6	包括外部監査の方法	5
7	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	5
8	利害関係	5
第2	包括外部監査の監査結果	6
1	監査の結果について	6
2	監査結果及び意見の要約リスト	6
第2章	県出資等外郭団体について	16
第1	県出資等外郭団体の状況	16
第2	出資等外郭団体改革の概要	21
第3	出資等外郭団体改革の管理体制	25
第4	廃止決定した出資等外郭団体について	35
第3章	公益財団法人山形県建設技術センター	42
第1	法人概要	42
第2	組織・ガバナンス及び人件費	49
第3	収入	57
第4	支出・契約	62
第5	財産管理	69
第6	情報セキュリティ	75
第4章	公益財団法人山形県生涯学習文化財団	78
第1	法人概要	78
第2	組織・ガバナンス及び人件費	87
第3	収入	94
第4	支出・契約	96
第5	財産管理	98
第6	情報セキュリティ	102
第5章	公益財団法人山形県企業振興公社	104
第1	法人概要	104
第2	組織・ガバナンス及び人件費	114
第3	収入	119

第4	支出・契約 .....	121
第5	財産管理 .....	124
第6	情報セキュリティ .....	138
第6章	公益社団法人山形県畜産協会 .....	139
第1	法人概要 .....	139
第2	組織・ガバナンス及び人件費 .....	146
第3	収入 .....	150
第4	支出・契約 .....	152
第5	財産管理 .....	155
第6	情報セキュリティ .....	160

## 第1章 総論

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件（テーマ）

出資等外郭団体の運営状況・財務事務について

#### 3 特定の事件を選定した理由について

山形県では、出資比率25%未満の外郭団体が70、25%以上出資の外郭団体が31、さらに県からの収入が50%を超える外郭団体が7ある。県の財政状態が厳しい状況にある中で、出資等外郭団体への県からの委託料や補助金の支出が大きな比重を占めている。

一方、指定管理者制度や地方独立行政法人制度の導入などにより、公的サービスの担い手が多様化してきており、出資等外郭団体以外であっても、県施策の事業主体となる能力を有するようになってきていると考えられる。

県民に対して、より効率的・効果的な行政サービスを実施する観点から、現在の出資等外郭団体による運営が効率的に行われているか、県の関与のあり方は適切か、同様のサービスを提供している複数の団体はないかについて検討することは有用なものと考えられる。

さらに、公会計の透明性を確保するため、随時会計基準の改定が行われる中、改定される基準への準拠性は適切かについて検証することも重要である。

県では、平成17年度に出資等外郭団体について総点検を実施し、設立目的別にゼロベースで見直した上で、将来的な方向性（廃止又は存続）を整理した。その上で、毎年度団体ごとに経営の効率化に向けた見直し計画を作成し、第三者からの評価を受けた上で公表するなど、計画に沿った取組みを進めている。こうしたことから、包括外部監査で当該テーマを扱うことは、山形県の行財政改革の進捗を把握する上で参考になるものとする。

過去の包括外部監査のテーマとして、「県出資公社等の財務事務について」が取り上げられているが（平成22年度）、上記の状況に鑑み、今年度改めて財務状況を監査し、出資等外郭団体の存在意義又は経営上の要改善事項を明らかにすることは、山形県にとっても

意義が大きいと考え、「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」を事件のテーマとして選定した。

監査においては、現在の県と出資等外郭団体との関係を把握した上で、それぞれの団体との関係における県の財務の執行状況を監査するとともに、特に、一部団体については、現地調査を実施し、出資等外郭団体の運営状況や財務事務について、合规性に加え、有用性の観点から検討を行った。

県では、目的や根拠規定等の異なる様々な外郭団体に投資等を行っているが、本監査においては、(1)全体として収支規模が大きいこと、(2)損失が生じていること、(3)県からの補助金・委託料の支出が多いこと、(4)これまでの包括外部監査の対象とされていないことを踏まえ、以下の4外郭団体を監査対象とした。

#### ①公益財団法人山形県建設技術センター

当期収益に占める県委託料割合が高く、委託料総額も多額であるため、収支構造を明らかにする。

#### ② 公益財団法人山形県生涯学習文化財団

平成24年度から平成26年度まで3期連続で当期損失を計上。当期収益に占める県委託料割合が高いため、収支構造を明らかにする。

#### ③ 公益財団法人山形県企業振興公社

平成24年度から平成26年度まで連続して当期損失を計上。補助金、委託料、貸付金等、県からの財政支援が多額であるため、収支構造を明らかにする。

#### ④ 公益社団法人山形県畜産協会

経常収益について、年度毎に大幅な増減がある。平成25年度、平成26年度において当期損失は解消しているが、補助金等により造成された基金等が多額であるため、収支構造を明らかにする。

### 4 包括外部監査の実施期間

平成27年4月から平成28年3月までの期間、監査を実施した。

### 5 包括外部監査の対象期間

原則として平成26年度の執行分

(必要に応じて他の年度も対象とする。)

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 事務が法令、規則などに準拠しているか
- ② 収入・経費の水準は妥当か
- ③ 運営は効率的か
- ④ 県の関与は適切か
- ⑤ 同様のサービスを提供している複数の団体はないか
- ⑥ 「公社等見直し計画」は妥当か

### (2) 監査手続

- ① 関係書類の閲覧
- ② 関係部局への質問
- ③ 外郭団体の現場調査
- ④ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤ その他必要とした手続き

## 7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

### (1) 包括外部監査人

公 認 会 計 士      尾      形      吉      則

### (2) 補助者

公 認 会 計 士      津      村                      隆  
公 認 会 計 士      柴      田      真      人  
公 認 会 計 士      松      田      卓      也

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 包括外部監査の監査結果

### 1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	団体の各種規程ほか現在の法令等に照らして違反及び不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項及び検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成28年1月末現在の判断に基づき記載している。

### 2 監査結果及び意見の要約リスト

NO	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
----	------------	----	-----------

#### (1) 県出資等外郭団体について (第2章)

第2章 第1 県出資等外郭団体の状況			
1	(県職員退職者の県出資等外郭団体への就任) 県出資等外郭団体全体の常勤役員に占める県職員退職者の割合が高くなっている。外郭団体によっては、県職員退職者以外の常勤役員への登用を図ることも有用と考えられることから、将来的には、多様な人材の活用可能性についても検討されたい。	意見	P20

第2章 第3 出資等外郭団体改革の管理体制			
1	<p>(指導指針の改定及び県出資等外郭団体の抜本的な見直し)</p> <p>「公社等に関する指導指針」の改定及び出資等外郭団体の抜本的な見直しにあたっては、総務省の通知及び指針に基づき各出資等外郭団体の存在意義を検討するための活動指標や財務指標も追加するなど、定期的にモニタリングできる体制を構築されたい。</p>	意見	P34
第2章 第4 廃止決定した出資等外郭団体について			
1	<p>(山形県住宅供給公社廃止の方向性に関する監査人の意見)</p> <p>平成17年に廃止の方向性が示され、平成34年度の廃止が決定された山形県住宅供給公社については、当時の議論を当然尊重しつつも、廃止の決定が17年後を想定し行われたことや出資等外郭団体の見直しを每期行うことに鑑み、再度廃止の妥当性の検討が必要と考える。</p>	意見	P40
2	<p>(山形県住宅供給公社廃止見直しに関する監査人の意見)</p> <p>山形県住宅供給公社は、1級建築士4名、2級建築士2名、宅地建物取引士3名などの専門家を複数擁し、分譲事業以外の業務での活躍が期待される。総務省による「第三セクター等の経営健全化等に関する指針(平成26年8月)」において、「第三セクター等が有する長所を踏まえ、有効に活用することが望ましい。」とされたことを踏まえ、業務内容を分譲事業中心から地方創生に貢献できる公共性・公益性の高い事業への見直しを図りながら同公社を存続させ、現在のノウハウを有効活用することも検討されたい。</p>	意見	P41



(2) 公益財団法人山形県建設技術センター (第3章)

第3章 第2 組織・ガバナンス及び人件費			
1	<p>(役員報酬の遡及適用)</p> <p>役員報酬に関する規程の一部改正決議により、遡及的に決議事項の効力を適用させる場合には、遡及する旨を評議員会若しくは理事会の議事録への記載、必要に応じた規定化などの対応が必要である。</p>	指摘事項	P56
2	<p>(評議員会及び理事会における決議の省略)</p> <p>定款で評議員会のみ認められている決議事項が、「決議の省略」により対応されている。評議員会のガバナンス機能が十分に発揮されない恐れもあるため、各案件の内容や緊急性等を総合的に勘案して判断するよう十分配慮されたい。</p>	意見	P56
第3章 第3 収入			
1	<p>(「事務又は事業実施伺」の記載不備)</p> <p>「執行伺」に施行日の記載のない取引が複数確認された。</p> <p>本法人が定める「文書管理規程」では、文書を起案するときには、施行年月日の記載欄のある起案文書を用いることとされている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。</p>	指摘事項	P60
2	<p>(「文書管理規程」の見直し)</p> <p>「山形県文書管理規程」を参考にして、「文書管理規程」に施行年月日の記載を求める規定を盛り込む旨の改定が必要である。</p>	指摘事項	P60
3	<p>(1者随意契約理由(設計・積算業務))</p> <p>県が本法人と1者随意契約する場合は、適正なガバナンス体制を構築した上で、住民に対して説明する必要がある。適正価格等での契約締結に向けたガバナンス体制が構築されるように、可能な限り早期に取り組んでいただきたい。</p>	意見	P61
第3章 第4 支出・契約			
1	<p>(「事務又は事業実施伺」の記載不備)</p> <p>「事務又は事業実施及び支出伺」に施行日の記載のない取引が複数確認された。本法人が定める「文書管理規程」では、文書を起案するときには、施行年月日の記載欄のある起案文書を用いることとされている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底</p>	指摘事項	P63

	することが必要である。		
2	<p>(1者随意契約理由(改修工事))</p> <p>経営体制強化のため、1者随意契約により民間企業に委託して実施した事務室、役員室及びロッカー室の改修工事は、本来であれば複数者からの見積合わせを実施すべきである。</p> <p>現状のように、1者随意契約とする場合、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、その適用要件を厳格に適用し、説得力のある理由を記載すべきである。</p>	指摘事項	P65
3	<p>(全国建設技術センター等協議会理事会開催に係る経費支出)</p> <p>会議の目的・趣旨に鑑みて、必ずしも必要と考えられない経費の支出が認められた。今後、このような経費の支出がないように、予算編成の段階で経費科目ごとに具体的な費用の内容を記載するなどのガバナンス体制の強化を検討されたい。</p>	意見	P66
4	<p>(旅費交通費の過大計上)</p> <p>役員に対して支給された宿泊料に、規程の適用誤りにより、過大に支給されたものがあつた。誤りを速やかに補正するとともに、今後旅費計算が正しく行われるようにチェック体制の強化が必要である。</p>	指摘事項	P68
<b>第3章 第5 財産管理</b>			
1	<p>(所在不明、使用不可の固定資産)</p> <p>自主的に実施した現物照合結果により、不明又は使用不可とされた固定資産5点(帳簿価額合計86,631円)について、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。</p>	指摘事項	P69
2	<p>(固定資産の実地照合に関する規定の明確化)</p> <p>経理規程に、固定資産の実地照合に関する規定がない。</p> <p>事業のために必要な固定資産を適切に管理し、貸借対照表においてその実態を示すためにも、年に1回は固定資産台帳と現物を照合する旨を規程に定めることが望ましい。</p>	意見	P69
3	<p>(固定資産の計上基準に関する規定の明確化)</p> <p>経理規程に、固定資産の計上基準が定められていない。管理・現物照合の対象を明確にするために、例えば、「固定資産とは、耐用年数が1年以上で、かつ取得価額10万円以上の資</p>	意見	P70

	産をいう。」などの規定を行い、固定資産の範囲を明確にすることが望ましい。		
4	<p>(特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成)</p> <p>本法人では、退職給付引当資産、減価償却引当資産について、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成していない。</p> <p>本法人が設定している他の特定資産と同様、作成することを検討されたい。</p>	意見	P73
第3章 第6 情報セキュリティ			
1	<p>(ID、パスワードの管理)</p> <p>情報セキュリティ対策マニュアルで定めるパスワードの桁数、定期的な変更ルールが明確となっていない。少ない桁数によるパスワード設定や変更期間の長期化は、情報セキュリティを脆弱にするリスクがある。顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間など、本法人としての運用細則を定める必要がある。</p> <p>また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。</p>	指摘事項	P76
(3) 公益財団法人山形県生涯学習文化財団 (第4章)			
第4章 第2 組織・ガバナンス及び人件費			
1	<p>(評議員会及び理事会における決議の省略)</p> <p>定款で評議員会のみ認められている決議事項が、「決議の省略」により対応されている。評議員会のガバナンス機能が十分に発揮されない恐れもあるため、各案件の内容や緊急性等を総合的に勘案して判断するよう十分配慮されたい。</p>	意見	P93
第4章 第4 支出・契約			
1	<p>(「事務又は事業実施伺」の記載不備)</p> <p>「事務又は事業実施及び支出伺」に執行日の記載のない取引が複数確認された。「会計規程」が定める様式には、起案年月日、執行年月日の記載欄があることから、決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。</p>	指摘事項	P97
2	<p>(「文書管理規程」の見直し)</p> <p>「文書管理規程」において、起案文書に施行年月日の記載を求める規定がない。決裁に基づき、確実に施行されていることを明らかにするためにも規定化が必要である。</p>	指摘事項	P97

第4章 第5 財産管理			
1	<p>(使用不可の固定資産)</p> <p>固定資産台帳からサンプル抽出による実地確認を行った結果、固定資産2点(帳簿価額合計2円)が使用不可の状態であった。</p> <p>使用不可の固定資産については、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。</p>	指摘事項	P98
2	<p>(固定資産に関する規定の明確化)</p> <p>会計規程で固定資産の実地照合について定められていないが、管理目的で自主的に年に1回、実施照合を行っている。</p> <p>ただし、目視により確認し、口頭で報告するのみであり、確認資料が保管されていなかった。</p> <p>県有資産を指定管理者として管理している本法人にとって、県有資産と法人所有資産が明確に区分されていることは重要であるため、会計規程で現物照合について明文化し、実施結果を保管・報告する旨を定めることが望ましい。</p>	意見	P98
3	<p>(特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成)</p> <p>本法人が保有する預金や有価証券などにより積み立てている特定資産について、「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」に則り、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成することを検討されたい。</p>	意見	P100
第4章 第6 情報セキュリティ			
1	<p>(情報セキュリティ規程の整備)</p> <p>情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が整備されていない。早急に規程を整備する必要がある。</p>	指摘事項	P102
2	<p>(ID、パスワードの管理)</p> <p>ID及びパスワードの管理は個人任せであり、桁数や定期的な変更ルールなどは定められておらず、極めてセキュリティが脆弱である。顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間など、本法人として規定を行う必要がある。</p> <p>また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。</p>	指摘事項	P103
3	<p>(記録媒体の管理)</p> <p>本法人では、記録媒体としてUSBメモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、保管場所の定めもない。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セ</p>	指摘事項	P103

	セキュリティを確保する必要がある。		
--	-------------------	--	--

(4) 公益財団法人山形県企業振興公社 (第5章)

第5章 第4 支出・契約			
1	<p>(「起案文書」の見直し)</p> <p>県からの委託に基づき実施している機械要素技術展会展事業について、決裁文書に記載された伺い内容が不十分である。よって、規定に基づき、明確に起案文書を作成することを検討されたい。</p>	意見	P122
2	<p>(業者選定過程の「見える化」)</p> <p>企画提案型プロポーザルにおける業者選定においては、審査にあたり、選考ポイントごとの評価点はつけられておらず、審査委員間の協議で決定し、法人内の決裁手続きを行っているのみである。今後、同様の企画提案型プロポーザルを実施する際、業者選定が厳正、かつ、公平な審査に基づいて行われていることをより正確に検証できるような体制の構築、業者選定方法を検討されたい。</p>	意見	P122
3	<p>(事業効果の評価体制)</p> <p>「やまがた 21 人財バンク管理運営事業」の成果について、委託元の県と委託先の本法人で、適正な評価がなされているか疑問である。県全体の雇用対策において本事業は、県内への人材流入を促進する上で有用な事業の一つと考えられることから、県において、本事業の実績等を適切に評価し、評価結果によっては、より効果的な業務手法について検討されたい。</p>	意見	P123
第5章 第5 財産管理			
1	<p>(使用不可の固定資産)</p> <p>固定資産台帳からサンプル抽出による実地確認を行った結果、固定資産 12 点 (帳簿価額合計 1 円) が使用不可の状態であった。</p> <p>使用不可の固定資産については、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。</p>	指摘事項	P124
2	<p>(固定資産に関する規定の明確化)</p> <p>財務規程に、固定資産の実地照合に関する記述がない。</p> <p>事業のために必要な固定資産を適切に管理し、貸借対照表においてその実態を示すためにも、年に 1 回は固定資産台帳と現物を照合する旨を規程に定めることが望ましい。</p>	意見	P124

3	<p>(特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成)</p> <p>特定資産について、積立・取崩額の計算方法や承認などの事務手続を定めた規程を設けていない。目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成することを検討されたい。</p>	意見	P126
4	<p>(共通会議室の修繕負担に関する協定書などの作成)</p> <p>本法人が山形県中小企業団体中央会、山形県商工会連合会とそれぞれ持分を持つ霞城セントラルビル15階共通会議室について、取得経緯及び費用の負担関係を定めた協定書などが作成されていない。</p> <p>退職や配置転換により当該経緯の引継が円滑になされず、修繕に関する負担関係が曖昧にならないように、共通会議室に係る修繕費用の負担関係を取決めた協定書などを作成することを検討されたい。</p>	意見	P127
5	<p>(設備貸与債権に係る債務者区分の判定)</p> <p>設備貸与債権の債務者区分の判定が、事実上「債務弁済状態による形式区分」のみの目線で判定が行われており、設備貸与債権分類規程と整合しない運用となっている。「財務状態による形式区分」においては、一律に処理するのではなく徴求した決算書等に基づき個々の債務者の実情を当てはめて判断を行うべきである。</p>	指摘事項	P132
6	<p>(設備貸与債権に係る貸倒引当金の計算)</p> <p>貸倒引当金の計算においては、設備貸与債権分類規程の記載又は趣旨と整合しない運用となっている部分につき、以下の通り処理されるべきである。</p> <p>① 正常先及び要注意先については、債務者区分ごとに今後1年間の予想損失率をもって貸倒引当金を計算すべきである。</p> <p>② 債権残高が1千万円を超える破綻懸念先のⅢ分類債権については、回収不能額を個別に見積って引当すべきである。</p> <p>③ 実質破綻先及び破綻先のⅢ分類債権については、その全額を引当すべきである。</p>	指摘事項	P136
第5章 第6 情報セキュリティ			
1	<p>(情報セキュリティ規程の整備)</p> <p>情報セキュリティに関する規程（セキュリティポリシー）が整備されていない。早急に規程を整備する必要がある。</p>	指摘事項	P138
2	<p>(ID、パスワードの管理)</p>	意見	P138

	パスワードの最低桁数が4桁であることは、情報セキュリティを脆弱にするリスクがある。県の定めるルール（8文字以上14文字以内）を参考に最低桁数の再検討を実施し、顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数を増やすことを検討されたい。		
3	<p>（記録媒体の管理）</p> <p>本法人では、記録媒体としてUSBメモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、保管場所の定めもない。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セキュリティを確保する必要がある。</p>	指摘事項	P138

（5）公益社団法人山形県畜産協会（第6章）

第6章 第4 支出・契約			
1	<p>（1者随意契約理由（事務室の賃料契約））</p> <p>効率的な事業実施のためには山形県JAビルに入居することは一定の妥当性はあると考えるが、県からの補助金を受け取っている以上、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、1者随意契約を行ったことに関する明確、かつ、説得力のある理由を作成すべきである。</p>	指摘事項	P153
2	<p>（1者随意契約理由（産業廃棄物処分委託契約））</p> <p>畜産農家から持ち込まれる死亡牛の処分については、現状のように1者随意契約を実施する場合、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、1者随意契約を行ったことに関する明確、かつ、説得力のある理由を作成すべきである。</p>	指摘事項	P154
第6章 第5 財産管理			
1	<p>（什器備品に係る台帳未作成と実地照合未実施）</p> <p>会計処理規程に従って、取得価格が10万円未満の什器備品について台帳を整備し、毎年1回以上現品と照合することが必要である。</p>	指摘事項	P155
2	<p>（家畜死体保冷保管施設の老朽化対策）</p> <p>本法人が保有する山形県家畜死体保冷保管施設について、県として施設の老朽化にどう対応していくかを検討し、更新などの対応計画を作成することを検討されたい。</p>	意見	P156

3	<p>(特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成)</p> <p>退職給付引当資産、寄附金資産について、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成していない。</p> <p>本法人が設定している他の特定資産と同様、作成することを検討されたい。</p>	意見	P158
第6章 第6 情報セキュリティ			
1	<p>(情報セキュリティ規程の整備)</p> <p>情報セキュリティに関する規程（セキュリティポリシー）が整備されていない。早急に規程を整備する必要がある。</p>	指摘事項	P160
2	<p>(ID、パスワードの管理)</p> <p>PC 立上げ時の ID 及びパスワードの改廃に関するセキュリティは整備されている。しかし、それぞれの事業ごとに設定している桁数が異なり、また、定期的な変更ルールも整備されていない。経営支援事業で設定されているパスワード桁数4桁は、情報セキュリティを脆弱にするリスクがある。最低桁数や変更期間など、本法人としての運用細則を定める必要がある。</p> <p>また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。</p>	指摘事項	P160
3	<p>(記録媒体の管理)</p> <p>本法人では、記録媒体としてUSBメモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、管理簿も整備されていない。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セキュリティを確保する必要がある。</p>	指摘事項	P160



## 第2章 県出資等外郭団体について

### 第1 県出資等外郭団体の状況

(県出資等外郭団体について)

県では、出資比率25%未満の外郭団体が70、25%以上の外郭団体が31、さらに、出資及び出えんはないものの県からの収入が総収入の50%を超える団体が7ある。

本監査において、県出資等外郭団体とは「公社等に関する指導指針」で掲げられている対象公社等を指す。「公社等に関する指導指針」で掲げられている対象公社等とは、下記のように定義されている。

「公社等に関する指導指針」より抜粋

(中略)

#### 2 対象公社等

この指針は、資本金、基本金その他これらに準ずるものの県の出資（出えんを含む。以下同じ。）の割合が25%以上の法人及びその他県行政と密接な関係があり県が特に運営管理の適正化を図る必要があると認める法人（以下「公社等」という。）に対して適用する。

なお、県の出資の割合が50%を超える法人が行う其他法人への出資については、県の出資とみなす。

県は、出資比率25%以上の31団体と、(公社)山形県観光物産協会（県による出資及び出えんはないものの、当該法人の借入金について県が損失補償を行っていることから「県が特に運営管理の適正化を図る必要があると認める法人」としている。）を含む計32団体について、指導指針における対象公社等として、特にその運営の適正化を図っている。

県における県出資等外郭団体の一覧は下表のとおりである。

No.	団体名	所管部署	出資・出捐等 (単位:千円)	出資・出捐等 割合
1	(公財)山形県臓器移植推進機構	地域医療対策課	164,438	73.5%
2	(社福)山形県社会福祉事業団	障がい福祉課	10,000	100.0%
3	(公財)山形県水産振興協会	水産振興課	107,500	54.0%
4	(公財)山形建設技術センター	管理課	41,470	56.9%
5	山形県土地開発公社	県土利用政策課	30,000	100.0%
6	(公財)山形県埋蔵文化財センター	教育庁文化財・生涯学習課	50,000	100.0%
7	(公財)やまがた教育振興財団	学事文書課	232,224	85.8%
8	(公財)山形県生涯学習文化財団	県民文化課	3,397,689	98.2%
9	山形ジェイアール直行特急保有(株)	交通政策課	4,600,000	45.1%
10	山形空港ビル(株)	交通政策課	153,600	32.0%
11	庄内空港ビル(株)	交通政策課	144,000	30.0%
12	(公財)山形県総合社会福祉基金	地域福祉推進課	1,000,843	75.7%
13	(公財)山形県産業技術振興機構	工業戦略技術振興課	1,774,734	69.6%
14	(公財)山形県国際交流協会	経済交流課	279,420	72.9%
15	山形鉄道(株)	置賜総合支庁地域振興課	150,000	31.4%
16	(公社)山形県観光物産協会	観光交流課	0	0.0%
17	(公財)山形県生活衛生営業指導センター	食品安全衛生課	2,000	40.0%
18	(公財)山形県企業振興公社	中小企業振興課	458,080	77.2%
19	山形県信用保証協会	中小企業振興課	5,787,754	53.4%
20	(公財)やまがた農業支援センター	農政企画課	907,056	42.6%
21	山形県漁業信用基金協会	農政企画課	397,800	59.6%
22	(公社)山形県青果物生産出荷安定基金協会	園芸農業推進課	100,000	35.1%
23	(公社)山形県畜産協会	畜産振興課	156,500	44.0%
24	(公財)山形県林業公社	林業振興課	10,000	100.0%
25	(公財)山形県みどり推進機構	林業振興課	1,897,855	66.6%
26	山形県道路公社	道路整備課	816,000	100.0%
27	山形県住宅供給公社	建築住宅課	13,000	50.0%
28	(公財)山形県体育協会	教育庁スポーツ保健課	186,117	68.9%
29	(公財)山形県暴力追放運動推進センター	警察本部組織犯罪対策課	450,000	63.6%
30	(一社)山形県私立学校振興基金協会	学事文書課	100,000	34.9%
31	(公財)山形大学産業研究所	工業戦略技術振興課	26,500	25.4%
32	(一社)山形県系統豚普及センター	畜産振興課	15,000	29.6%

※ No.16 (公社) 山形県観光物産協会は、県による出資及び出えんはないものの、当該法人の借入金について県が損失補償を行っていることから、対象に含めている。(前述のとおり)

(県出資等外郭団体の財務状況)

県出資等外郭団体などの平成 26 年度の財務状況は下表のとおりである。

(単位:千円)

No.	団体名	資産	負債	正味財産	当期収益	当期費用	当期経常損益
1	(公財)山形県臓器移植推進機構	226,934	167	226,767	35,914	8,632	70
2	(社福)山形県社会福祉事業団	4,420,249	1,406,045	3,014,203	6,606,280	6,326,430	281,116
3	(公財)山形県水産振興協会	308,713	117,211	191,502	188,567	188,015	553
4	(公財)山形建設技術センター	2,790,027	776,569	2,013,458	2,360,666	2,375,256	△14,374
5	山形県土地開発公社	826,872	129,515	697,357	138,357	163,961	△24,709
6	(公財)山形県埋蔵文化財センター	321,632	313,656	7,976	638,115	638,353	△239
7	(公財)やまがた教育振興財団	272,079	500	271,579	517	2,121	△1,604
8	(公財)山形県生涯学習文化財団	3,520,144	37,441	3,482,703	383,753	383,237	516
9	山形ジェイアール直行特急保有(株)	13,663,871	187,796	13,476,074	1,405,496	936,334	940,971
10	山形空港ビル(株)	1,630,757	93,017	1,537,740	225,022	270,171	36,731
11	庄内空港ビル(株)	1,346,233	155,046	1,191,187	382,254	316,393	101,730
12	(公財)山形県総合社会福祉基金	1,339,835	740	1,339,095	66,289	26,977	217
13	(公財)山形県産業技術振興機構	8,340,386	5,414,777	2,925,609	629,006	716,584	△87,559
14	(公財)山形県国際交流協会	389,999	3,019	386,980	59,589	58,426	1,162
15	山形鉄道(株)	225,071	96,378	128,693	283,004	292,290	△98,310
16	(公社)山形県観光物産協会	16,769,404	15,174,701	1,594,703	957,215	987,817	△30,602
17	(公財)山形県生活衛生営業指導センター	11,428	213	11,215	18,938	18,651	287
18	(公財)山形県企業振興公社	4,634,071	3,030,617	1,603,454	1,271,246	1,537,484	△53,258
19	山形県信用保証協会	421,902,453	392,730,015	29,172,349	9,831,063	8,479,176	1,220,284
20	(公財)やまがた農業支援センター	5,537,414	2,969,215	2,568,199	680,839	677,993	2,278
21	山形県漁業信用基金協会	2,300,074	1,678,686	621,388	20,661	11,265	9,396
22	(公社)山形県青果物生産出荷安定基金協会	687,253	290,010	397,243	196,328	196,054	275
23	(公社)山形県畜産協会	3,203,311	441,064	2,762,247	346,696	343,266	3,430
24	(公財)山形県林業公社	53,460,945	38,098,285	15,362,660	38,294,705	38,294,756	△52
25	(公財)山形県みどり推進機構	2,959,143	41,715	2,917,428	216,167	213,505	△11,338
26	山形県道路公社	3,466,293	3,037,878	428,415	373,960	180,170	193,790
27	山形県住宅供給公社	7,505,365	658,444	6,846,921	961,075	861,387	96,376
28	(公財)山形県体育協会	561,700	8,301	553,399	78,365	81,840	△3,475
29	(公財)山形県暴力追放運動推進センター	804,148	26,359	777,789	22,586	18,292	4,294
30	(一社)山形県私立学校振興基金協会	334,279	286,394	47,885	5,225	7,320	△2,095
31	(公財)山形大学産業研究所	109,296	0	109,296	5,979	5,865	114
32	(一社)山形県系統豚普及センター	85,297	64,805	20,492	235,834	218,798	17,036

(県の財政的な関与の状況)

県の県出資等外郭団体に対する平成26年度における財政的な関与の状況(出資及び出えんを除く。)は下表のとおりである。貸付金残高28,835百万円、補助金2,237百万円、委託料4,253百万円であり、32団体のうち21団体に対し、県が財政的な関与を行っている。

(単位:千円)

No.	団体名	貸付残高	債務保証・ 損失補償	補助金	委託料
1	(公財)山形県臓器移植推進機構	0	0	0	3,915
2	(社福)山形県社会福祉事業団	0	0	222,963	1,038,024
3	(公財)山形県水産振興協会	0	0	0	144,078
4	(公財)山形建設技術センター	0	0	0	2,245,040
5	山形県土地開発公社	0	0	0	116,168
6	(公財)山形県埋蔵文化財センター	0	0	1,000	115,877
7	(公財)やまがた教育振興財団	0	0	0	0
8	(公財)山形県生涯学習文化財団	0	0	14,978	227,204
9	山形ジェイアール直行特急保有(株)	0	0	0	0
10	山形空港ビル(株)	0	0	0	0
11	庄内空港ビル(株)	0	0	0	0
12	(公財)山形県総合社会福祉基金	0	0	0	0
13	(公財)山形県産業技術振興機構	5,230,000	0	321,174	79,661
14	(公財)山形県国際交流協会	0	0	12,746	29,519
15	山形鉄道(株)	0	0	0	0
16	(公社)山形県観光物産協会	0	15,009,769	97,311	61,323
17	(公財)山形県生活衛生営業指導センター	0	0	16,420	0
18	(公財)山形県企業振興公社	2,215,897	242,656	152,994	70,509
19	山形県信用保証協会	0	9,559	739,878	0
20	(公財)やまがた農業支援センター	2,038,855	284,007	195,623	4,674
21	山形県漁業信用基金協会	0	0	0	0
22	(公社)山形県青果物生産出荷安定基金協会	0	0	15,668	0
23	(公社)山形県畜産協会	0	0	13,821	2,382
24	(公財)山形県林業公社	19,350,271	10,647,148	193,785	28,395
25	(公財)山形県みどり推進機構	0	0	26,052	84,616
26	山形県道路公社	0	1,580,040	193,790	0
27	山形県住宅供給公社	0	0	0	0
28	(公財)山形県体育協会	0	0	19,301	0
29	(公財)山形県暴力追放運動推進センター	0	0	0	2,030
30	(一社)山形県私立学校振興基金協会	0	0	0	0
31	(公財)山形大学産業研究所	0	0	0	0
32	(一社)山形県系統豚普及センター	0	0	0	0

(人的関係)

県と県出資等外郭団体との平成27年7月1日時点の人的関係は下表のとおりである。県出資等外郭団体の役員に県の職員が派遣されている又は県職員OBが就任しているのは32団体全てで何らかの県の関与がある。

No.	団体名	役職員の数(単位:人)								職員数	評議員
		合計	役員数	常勤役員		非常勤役員		うち県職員	うち県OB		
				うち県職員	うち県OB	うち県職員	うち県OB				
1	(公財)山形県臓器移植推進機構	17	9	0	0	0	9	1	3	2	6
2	(社福)山形県社会福祉事業団	1,203	9	2	0	2	7	0	3	1,179	15
3	(公財)山形県水産振興協会	34	8	2	0	1	6	2	0	18	8
4	(公財)山形建設技術センター	87	10	4	0	4	6	1	0	67	10
5	山形県土地開発公社	30	8	2	0	2	6	3	2	22	0
6	(公財)山形県埋蔵文化財センター	50	8	1	0	1	7	3	3	35	7
7	(公財)やまがた教育振興財団	23	11	1	0	1	10	4	0	3	9
8	(公財)山形県生涯学習文化財団	64	10	2	0	2	8	1	1	40	14
9	山形ジェイアール直行特急保有(株)	15	11	3	0	1	8	2	0	4	0
10	山形空港ビル(株)	19	11	2	0	1	9	1	0	8	0
11	庄内空港ビル(株)	23	15	2	0	1	13	1	0	8	0
12	(公財)山形県総合社会福祉基金	18	10	0	0	0	10	1	1	1	7
13	(公財)山形県産業技術振興機構	54	8	2	0	2	6	1	2	34	12
14	(公財)山形県国際交流協会	22	8	2	0	2	6	0	1	5	9
15	山形鉄道(株)	46	13	1	0	0	12	1	0	33	0
16	(公社)山形県観光物産協会	86	33	2	0	2	31	4	2	53	0
17	(公財)山形県生活衛生営業指導センター	30	16	2	0	1	14	0	0	3	11
18	(公財)山形県企業振興公社	77	14	3	0	3	11	1	2	53	10
19	山形県信用保証協会	102	21	4	1	1	17	2	1	81	0
20	(公財)やまがた農業支援センター	51	6	3	0	3	3	2	0	38	7
21	山形県漁業信用基金協会	12	10	0	0	0	10	2	0	2	0
22	(公社)山形県青果物生産出荷安定基金協会	16	13	1	0	1	12	2	2	3	0
23	(公社)山形県畜産協会	25	14	1	0	1	13	2	1	11	0
24	(公財)山形県林業公社	28	6	1	0	1	5	2	2	14	8
25	(公財)山形県みどり推進機構	34	7	1	0	1	6	1	2	16	11
26	山形県道路公社	20	6	1	0	1	5	3	1	14	0
27	山形県住宅供給公社	27	12	4	0	4	8	1	1	15	0
28	(公財)山形県体育協会	148	38	2	0	2	36	6	5	9	101
29	(公財)山形県暴力追放運動推進センター	17	9	1	0	1	8	0	1	2	6
30	(一社)山形県私立学校振興基金協会	12	12	1	0	1	11	0	0	0	0
31	(公財)山形大学産業研究所	23	8	0	0	0	8	0	1	1	14
32	(一社)山形県系統豚普及センター	20	9	1	0	0	8	1	0	11	0

※役員数には、非常勤(あて職)も含む。

上表のとおり、県出資等外郭団体全体の常勤役員に占める県職員OBの割合が高くなってきている。

出資等外郭団体の設立趣旨や公正中立という性格に鑑み、役員として県職員OBをはじめとする公的団体出身者を登用する方が、事業に対する理解や関係団体との調整の観点から、事業の効率性が確保されることは理解できる。

しかしながら、外郭団体によっては、県職員OB以外の常勤役員への登用を図ることも有用と考えられることから、将来的には、多様な人材の活用可能性についても検討されたい。

【意見】

## 第2 出資等外郭団体改革の概要

県では、平成16年3月に策定した「山形県行財政改革大綱」に基づき、出資等外郭団体が行う事業及びその必要性について見直しを行ってきた。同大綱では、「明日の活力ある山形県を創造する持続可能な行財政システムの確立」を行財政改革の目標に掲げ、当時の危機的な財政状況を克服し、県の発展、県民の幸せを継続的に追求していくことのできる行財政システムの確立を目指していくこととした。

「山形県行財政改革大綱」より抜粋

### 5 公社等の見直し

行政と民間の役割分担の見直しや民間事業の多様な展開など社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業さらには公社等自体の必要性について抜本的な点検を行い、効率的な事業の実施や統廃合を促進します。

#### ◎自立的な経営基盤の確立に向けた指導

- ・ 社会経済情勢の変化等を踏まえ、自立的な経営基盤の確立に向けて公社等に関する指導指針（平成12年5月）を改定します。
- ・ 中期経営計画の策定を徹底し、計画的な業務の運営・管理及び事業実績の定期的な点検に取り組みます。
- ・ 公社等役員への多様な人材の活用を促進するとともに、公社等に関する指導指針に基づく自己点検や外部の専門家による監査等を通して、的確に経営状況が把握され、改善が図られるよう指導・助言を行います。
- ・ 公の施設の管理について導入される指定管理者制度を踏まえて、業務運営や組織の見直しを進めます。
- ・ 県の出資比率が25%未満の団体についても公社等に準じて見直しを進めます。また、任意団体についても任意団体の見直しに係る基本方針（平成15年2月）に沿って見直しを進めます。

#### ◎県からの支援の見直し

- ・ 公社等が過度に県からの補助金・委託料に依存しないよう、自立的な経営を基本とした見直しを行います。特に、県からの補助金・委託料については、抑制します。
- ・ 公の施設の管理を受託している公社等については、県職員の役員就任を原則として廃止します。その他の公社等についても必要最小限とするよう見直しを行います。また、役員以外の職員派遣についても、派遣の目的や効果などを検証し、必要最小限のものとなるよう、引き続き見直しを行います。

#### ◎県民への積極的な情報提供

- ・ 出資法人の情報公開指導要領（平成13年7月）等に基づき、公社等の財務諸表や事業活動に関する資料等を公開しているところですが、情報公開条例の改正を踏まえ、今後とも公社等の情報公開を推進します。また、公社等の役割や事業内容、中期経営計画、実績等について、県民にわかりやすい情報の提供を促進します。

- ・ 公社等や県からの補助金・委託料が総収入の50%以上を占める公益法人に対する県からの補助金・委託料の状況を引き続き県ホームページに掲載し、行政の説明責任の確保と透明性の向上を図ります。

#### 6 公益法人の見直し

- ・ 国における公益法人制度の抜本的改革の動きも十分踏まえながら、公益法人がその設立目的に即して適正に運営されるよう、継続的に指導監督を行います。
- ・ 公益法人の総点検を踏まえて平成16年12月まで（平成14年1月から3年間）に最低1回以上立入検査を実施することとしていますが、その後も定期的に立入検査を実施していくよう努めます。
- ・ 公益法人に対して財務諸表や事業活動に関する資料等をインターネットにより公開することを要請し、透明性の確保を図ります。

その後、平成18年1月に「やまがた集中改革プラン」を策定し、更なる改革に向けた取り組みを開始した。その中で、出資等外郭団体の見直しに関しては、下記の方針を打ち出し、出資等外郭団体の必要性などの視点での検証を踏まえた、将来的な方向性（廃止・存続）を整理した。

#### 「やまがた集中改革プラン」より抜粋

県は、県行政を円滑に進めるため、県のアウトソーシング先として、また自律的サービスの提供主体として、あるいは国の制度や枠組みに基づくなどして公社等を設立してきた。

しかし、社会経済情勢が変化するなかで、当初の存立意義が希薄化しているものや、指定管理者制度の創設及び民間部門の成長等により民間に任せられる分野も出てきている。

このため、公社等については、すべてを一度ゼロベースに戻し、それを再構築していく過程で、県のアウトソーシング先としての必要性等の視点から検証し、公社等の将来的な方向性（廃止又は存続）を整理するとともに、統合を含めた経営の効率化等に取り組む。

#### ア 廃止の方向性と整理される公社等について

- 職員の処遇、他の出資者との調整、累積損失の処理、実施中の事業の状況等考慮すべき事項も踏まえ、中長期的な見直し計画（工程表）を策定し、適切に取り組む。  
また、それまでの間は、次のイと同様に取り組む。
- 現時点で廃止の方向で進めるものは次のとおりであるが、引き続き公社等の見直しを実施していく。

(財)山形県畜産振興公社、山形県道路公社、山形県住宅供給公社、  
(財)山形県総合運動都市公園公社、(財)山形県下水道公社、  
(株)山形県県民ゴルフ場管理公社、(財)山形県公営企業振興協会

イ 存続の方向性と整理される公社等について

- 続次の視点で、プラン推進期間における見直し計画（工程表）を策定し、適切に取り組む。
  - a 経営の効率化に向けた取組み
    - ・ 類似目的の公社等の統合
    - ・ 給与等の見直し
    - ・ 役職員体制の見直し
    - ・ 県補助金の廃止・縮小に向けた取組み
  - b 累積損失の処理
    - ・ 実効性のある処理計画の策定
    - ・ 累積損失を処理できない場合の公社等の存続の検討
    - ・ 法的措置も含む制度改正の要望
  - c 公益法人の主務官庁等としての監督

② 公社等に関する指導等

◎外部評価の推進

平成 18 年度から、外部の専門家を活用した第三者による評価を実施し、公社等のあり方、見直し計画の実施状況、経営の効率化に向けた取組みを強化する。

◎県の支援の見直し

公社等の経営については、自立的な経営を基本とし、県からの補助金、委託料に過度に依存しないよう見直しを行う。

また、公社等役員への県職員の就任については、必要性を十分に検討し、最小限とするよう見直しを行う。さらに、役員以外の職員派遣についても、派遣の目的や効果などを検証し、必要最小限のものとなるよう、引き続き見直しを行う。

県退職者の公社等役員への再就職については、公社等の機能が十分発揮されその設立目的が達成されるよう、公社等の要請に基づき、有為な人材の活用と適材適所の観点から対応する。

◎情報の公開

公社等の財務諸表や事業活動に関する資料等を、引き続き行政情報センターで公開する。

また、公社等及び県からの補助金・委託料が総収入の 50%以上を占める公益法人に対する県からの補助金・委託料の状況を、引き続き県のホームページにおいて公表する。

前記外部評価の結果も合わせ、公社等の役割、事業内容等の状況を、県民にわかりやすい形で県のホームページにおいて公表する。



◎ 「公社等に関する指導指針」の改定及び指導

前記公社等の見直しの考え方等を踏まえ、次の観点から「公社等に関する指導指針」(平成12年5月策定)を改定し、適切な指導に努める。

- 中長期的な見直し計画(工程表)の策定と着実な推進
- 役職員体制、給与等の見直しや累積損失の処理など経営効率化の着実な推進
- 外部の専門家を活用した第三者による評価の実施

平成18年1月の見直し以降、中長期的な見直し計画の策定と外部有識者による評価を毎年度実施し、所管課が、適宜、出資等外郭団体への指導を行ってきたところである。出資等外郭団体の見直しに係る管理体制については、「第3 外郭団体改革の管理体制」において記載している。

出資等外郭団体の見直しに係る方針は、現在、「山形県行財政改革推進プラン(平成25年3月策定)」に引き継がれ、下記のとおり記載されている。

「山形県行財政改革推進プラン(平成25年3月策定)」より抜粋

公社等については、平成17年に総点検を実施し、設立目的別にゼロベースで見直したうえで、公社等の将来的な方向性(廃止又は存続)を整理した。そのうえで、毎年度、公社等ごとに経営の効率化等に向けた「公社等見直し計画」を作成し、第三者からの評価を受けたうえで公表し、着実に取組みを推進してきたところであり、今後も、引き続き公社等の運営管理の適正化に取り組んでいく。

① 「公社等見直し計画」の着実な実施

公社等に関する指導指針に基づき、「公社等見直し計画」を毎年度作成のうえ、県ホームページで公表し、公社等の将来的な方向性(廃止又は存続)に沿った運営管理の適正化に取り組む。

② 不断の見直し

「公社等見直し計画」については、社会経済情勢の変化に応じて、廃止の予定時期や経営の効率化等に向けた取組内容、さらには公社等の将来的な方向性も含め見直しを行う。

③ 公社等に関する指導等

公社等に関する指導指針に基づき、外部の有識者からなる山形県行政支出点検・行政改革推進委員会から、「公社等見直し計画」の評価、意見を受ける。

### 第3 出資等外郭団体改革の管理体制

県では、出資等外郭団体の運営の適正化を図るため、「公社等に関する指導指針」を策定している。「指導指針」に基づき、所管課長は、出資等外郭団体の事業計画や収支予算、事業報告、財務諸表などにより、運営状況を適切に把握し、事業の意義、事業手法の妥当性、県の関与の必要性を検証した上で、出資等外郭団体に対し、指導・助言などを行うとともに、必要な見直しを行うこととしている。

また、毎年度、所管課において「公社等見直し計画」を作成し、行政改革課において取りまとめ、第三者委員会（山形県行政支出点検・行政改革推進委員会）において、意見や助言を受け、県ホームページで公表している。

#### 「公社等に関する指導指針」

##### 1 目的

この指針は、公社等の事業を通じて、県の行政目的を効果的かつ効率的に果たしていくため、県が公社等に対する指導及び助言等を行ううえでの共通となる考え方を示すことで、公社等の運営管理の適正化を図ることを目的とする。

##### 2 対象公社等

この指針は、資本金、基本金その他これらに準ずるものの県の出資（出えんを含む。以下同じ。）の割合が25%以上の法人及びその他県行政と密接な関係があり県が特に運営管理の適正化を図る必要があると認める法人（以下「公社等」という。）に対して適用する。

なお、県の出資の割合が50%を超える法人が行うその他法人への出資については、県の出資とみなす。

##### 3 公社等の運営管理の適正化

###### （1）指導等を行ううえでの共通となる考え方

公社等への出資等を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、公社等の事業計画や収支予算、事業報告、財務諸表等により、当該公社等の運営状況等を適切に把握し、事業の意義、事業手法の妥当性、県の関与の必要性をそれぞれ検証したうえで、当該公社等に対し指導及び助言等を行うとともに、必要な見直しを行なう。なお、共通となる考え方は次のとおりとする。

###### ◇ 検証

###### （ア）事業の意義の検証

- ・ 県の所期の出資目的は何か、当該公社等の運営は県の出資目的どおりか。
- ・ 公社等の事業・サービスに公益性や県にとっての投資効果があるか。等

###### （イ）事業手法の妥当性の検証

- ・ 事業・サービスの実施主体として、当該公社等が最も効果的かつ効率的か。
- ・ 経常収支が赤字の場合、現行の事業手法に持続可能性はあるか。等

(ウ) 県の関与の必要性の検証

- ・ 県の関与は制度等で求められる義務的なものか、任意的なものか。
- ・ 公社等の運営全般に今後も県の関与が必要か。等

◇ 指導及び助言等や見直し

(ア) 県の出資目的に照らし事業そのものの意義を失っている場合は、財政支援の見直しや委託事業等の廃止、出資の引揚げ等について、県の関与のあり方の抜本的な見直しを行う。

(イ) 事業の意義は認められるが、経常収支赤字が継続し、現行の事業手法では持続可能性が低いと認められる場合は、公社等に対し収支改善に向けた見直しについて指導及び助言等を行う。

(ウ) 公社等は独立した事業体であり、県の支援については、公益性を勘案した上で、事業の性質上効率的な運営を行ってもなお当該公社等の収入のみをもって充てることが困難であると認められる場合に限り、必要最小限の範囲で行うものであり、単なる赤字補てんを目的とした支援は行わない。

(エ) 公社等への人的支援、財政的支援を行う場合又は出資金等の取崩しを承認する場合は、目的や効果などを検証し、あらかじめ県と公社等との間でその考え方や条件等を取り決めておくものとする。

(オ) 県退職者の公社等役員への再就職については、公社等の機能が十分発揮されその設立目的が達成されるよう、公社等の要請に基づき、有為な人材の活用と適材適所の観点から対応する。

(2) 公社等見直し計画の作成及び公表等

○ 所管課長は、上記(1)の考え方のもとに、公社等の運営管理の適正化を図っていくため、毎会計年度、「公社等見直し計画」(別紙様式1~4)を作成する。

なお、作成に当たっては、当該公社等をはじめ他の出資者と十分調整するものとする。

○ 行政改革課長は、各公社等の「公社等見直し計画」をとりまとめ、県のホームページで公表する。

また、「公社等見直し計画」の内容について、行政改革の取組みの推進のために設置する第三者委員会等に報告し意見や助言を得るとともに、公社等の見直しに関し共通の課題に対する調整を行う。

(3) その他

所管課長は、上記(1)の指導及び助言等のほか、各種法令等に基づく指導監督機関と連携を図りながら、以下の指導及び助言等を行う。

(ア) 会計基準の厳正な運用を行うとともに、可能な限り、公認会計士等による外部監査を受けるなど、決算の正確性を担保すること。

(イ) 必要に応じ、外部の専門家を活用した第三者による評価を実施し、公社等のあり方の見直しや運営改善、経営の効率化に向けた取組強化を行うこと。

(ウ) 公社等の役割や事業内容、財務諸表、中期経営計画、その他事業活動に関する資料について、インターネット等により県民に対して積極的に情報を提供すること。

(エ) 資金の管理運用については、あらかじめ資金の運用基準を明確にし、金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握したうえで行うこと。

また、事務手続きや運用責任の所在など、資金運用体制を明確にすること。

#### 4 公社等に準じた取扱い

県の出資の割合が 25%未満の出資法人並びに県が出資していない法人で県からの補助金及び委託費等が総収入の 50%以上を占める法人又は人的支援を行っている法人については、公社等に準じ、「公社等見直し計画」(別紙様式 1、2)を作成するなど公社等の運営状況等を適切に把握し、運営管理の適正化を図るものとする。

所管課において作成している「公社等見直し計画」の様式は、次の図のとおりである。

様式 1 では、法人の名称、代表者、設立年月日、設立目的、事業内容、事業の意義や県の関与の必要性の検証など、事業概要に関する全般的な情報を記載している。

様式 2 では、貸借対照表、正味財産増減計算書(損益計算書)、外部の専門家を活用した会計監査の有無、県の財政的関与の詳細について、財務内容に関する情報を記載している。

様式 3 では、役職員数、県監査委員監査など、役職員及び会計監査以外の監査の実施状況に関する情報が記載している。

様式 4 では、収支見込、出資等外郭団体との調整内容について、収支見込みと今後の見直し内容とそのスケジュールに関する情報が記載している。

様式1見直し計画(事業概要)

様式1		県の関与状況
県所管課・担当		資本金(基本財産)
法人の名称		千円
代表者		うち県の出資額
所在地		千円
設立年月日		
定款等に規定する設立目的		
新公益法人制度への移行	(特例民法法人のみ)	

● 事業内容

主な事業(現年度事業計画)	主な実績(前年度事業報告)	事業実施のための財源

● 事業の意義や県の関与の必要性の検証

1 当該法人の役割	a 県のアウトソーシング先 ・ b 自律的サービスの提供主体 ・ c 国の制度や枠組みでの事業実施 ・ d 他団体主導	
2 事業・サービスの必要性		必要 不要
3 県の立構や出資等の意図		設立主体 ・ 制度等 ・ 賛助的
4 事業実施主体としての適否		出資 ・ 限定支援 ・ 直営
5 事業(運営)の終期設定		終了予定年月 平成 年 月

様式2見直し計画(財務内容)

様式2-1

● 貸借対照表 (単位:千円)

項目	2年前①	1年前②	直近③	①⇒②	②⇒③	法人名:	備考
資産							※ 基本財産又は特定資産取崩の理由
流動資産							
固定資産							
うち基本財産							
うち特定資産							
負債							※ 長期借入金の使途
流動負債							
うち借入金							
固定負債							
うち借入金							
正味財産							※ 出資(出えん)による財産 計 千円
指定正味財産							【基本財産】 千円
うち基本財産への充当額							果 ( % )、○ ( % )、△ ( % )
うち特定資産への充当額							【特定資産】 千円
一般正味財産							果 ( % )、○ ( % )、△ ( % )
うち基本財産への充当額							【その他】 千円
うち特定資産への充当額							果 ( % )、○ ( % )、△ ( % )
※ 県の財政的関与(再掲)							
出資(出えん)額							全体への県の出資割合 %
貸付金総額							
債務保証・損失補償							

(注) 貸借対照表の項目名は公社等の決算による

● 正味財産増減計算書(損益計算書) (単位:千円)

項目	2年前①	1年前②	直近③	①⇒②	②⇒③	備考
経常収益 ①						※ 当期経常増減額(当期経常損益)マイナスの主な要因(見直し計画は様式4に記入)
経常費用 ②						
当期経常増減額 ③=①-②						
当期経常外増減額 ④						
当期一般正味財産増減額 ⑤=③+④						
当期指定正味財産増減額 ⑥						
当期正味財産増減 ⑦=⑤+⑥						
※ 県の財政的関与(再掲)						※ 県の財政的関与の増減理由(公益性)
補助金						
受取金						
寄付料						
その他						

(注) 正味財産増減計算書(損益計算書)の項目名は公社等の決算による

● 外部の専門家を活用した会計監査の有無

有 - 無

様式2-2

様式2見直し計画(財務内容)

● 県の財政的関与の詳細 単位:千円

法人名:

内 容	前年決算	現年予算	備 考
【補助金】			
【委託料】			※ 随意契約 (×× ○条○項)
【負担金、会費など】			
【貸付、追加出資等、損失補償 (当該年度分)】			
合 計			

様式3見直し計画(役員員数等)

様式3

● 役員員数

法人名:

	直前年度7月1日現在	前年度7月1日現在	備考
理 事			※ 理事・監事に就任している県職員の役職
うち県職員			
# 県職員OB			
監 事			
うち県職員			
# 県職員OB			
職 員			
評議員			

● 県監査委員監査

※ 実施年月日 (直近の実施年月日)

※ 定期監査の結果と対応 (監査委員が公表済の内容)

● 法令等による指導監査

※ 実施年月日及び実施機関(県)

※ 県が実施する定期監査の結果と対応 (正式な通知の内容)

様式4見直し計画(工程表)

様式4  
● 工程表 (単位:千円)

名称	形態	項目	工程表					備考	
			前々年度 実績	前年度 実績	当年度 計画	翌年度 見込	翌々年度 見込		
当法人の名称	様式1で選定した当該法人の役割を移記 会社等との調整内容	① 事業活動による収入						(参考) 直近の貸借対照表(HO.O現在) 借入金 金額 その他の負債 金額 資産(預金、有価証券) 金額	
		② 事業活動による支出							
		③ 事業活動で残る資金(上記①-②)	0	0	0	0	0		
		④ 返済のために必要な資金(借入金返済支出)							
		⑤ 資金の過不足(③-④)	0	0	0	0	0		
		上記⑤の資金の過不足と資金調達の関係(⑥=a+b+c)							
		a 財産取得や取崩(プラスは投資、マイナスは取崩)	0	0	0	0	0		
		b 新規借入金(借換を含む)							
		c 県からの運営費補助							
		今後の見直し内容とスケジュール							
		収入の確保(利用者負担、債権回収など)							
		支出の見直し(人件費、その他の固定費の削減など)							
		事業の見直し(事業の譲渡、廃止など)							
財産活用(財産貸付、売却など)									
中長期借入金償還計画(償還完了予定時期など)									
県との関与の見直しや新公益法人制度への移行など									

以上のとおり、各出資等外郭団体に関する情報を網羅的に記載しているため、出資等外郭団体の運営状況などを一定程度把握するには有用な資料と考える。ただし、当該計画に基づいて、出資等外郭団体の運営管理の適正性、存在意義の変化の有無、県の関与の必要性などを検討するには、情報量と質が不足していると考えます。

出資等外郭団体の運営状況などを検討するにあたっては、平成26年8月5日に総務大臣から各地方公共団体に対して通知された「第三セクター等の経営健全化の推進等について」が参考となる。

また、同通知に合わせ、総務省では、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」により、第三セクターなどの経営健全化などに関する指針を示している。

同通知及び指針では、「各地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組まれることを要請」し、各地方公共団体の判断と責任により徹底した効率化・経営健全化などについての取組みを進め、財政規律の強化に努めることが必要としている。特に、今回の指針では、これまでのように、経営状況が著しく悪化している第三セクターの廃止などに向けた抜本的改革だけでなく、第三セクターを「地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施」を実現する有効な手法として位置付けている点は注目すべき点である。つまり、第三セクターに関して、安易に廃止などに向けた検討をするだけでなく、その実施している事業が住民のニーズに合致し、そのもたらす効果の有効性が期待されるのであれば、積極的に活用して

いくという方針に転換している。

以下に、同指針の本文を抜粋する。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」より抜粋

#### 1 経営状況等の把握、監査、評価

(1) 地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下、「健全化法」という。）の趣旨を踏まえ、関係する第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行うことが必要である。その際、同法の損失補償債務等負担見込額の算定基準等に基づくことが適当であり、また、その法人形態や行う事業の特性にも留意するべきである。

特に、当該第三セクター等に関する地方公共団体の現在及び将来における財政的リスク（詳細は第 2. 4（公的支援（財政支援）の考え方）を参照）について、別紙 1 も参考として、適切かつ簡明な把握を行うことが必要である。

（中略）

(3) 地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。

評価に当たっては、外部の専門家の意見等も参考としつつ、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。その際、当該第三セクター等の「存続（事業継続）の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）の明確化に取り組むことが望ましい。

（中略）

#### 4 公的支援（財政支援）の考え方

##### (1) 基本的な考え方

第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人である。その経営は原則として当該第三セクター等の自助努力により行われるべきであるが、性質上当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

公的支援を行う場合にあっても、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要である。このため、地方公共団体と第三セクター等の間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である。その際には、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、法人形態、「存続の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）等を踏まえた検討を行うことが求められる。

（中略）



### 第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化

地方公共団体が経営状況等の把握に努めた結果、現在又は将来の経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められる。

地方公共団体は第三セクター等の経営健全化、特に抜本的改革を含む経営健全化に取り組む場合には、以下の点に留意することが必要である。

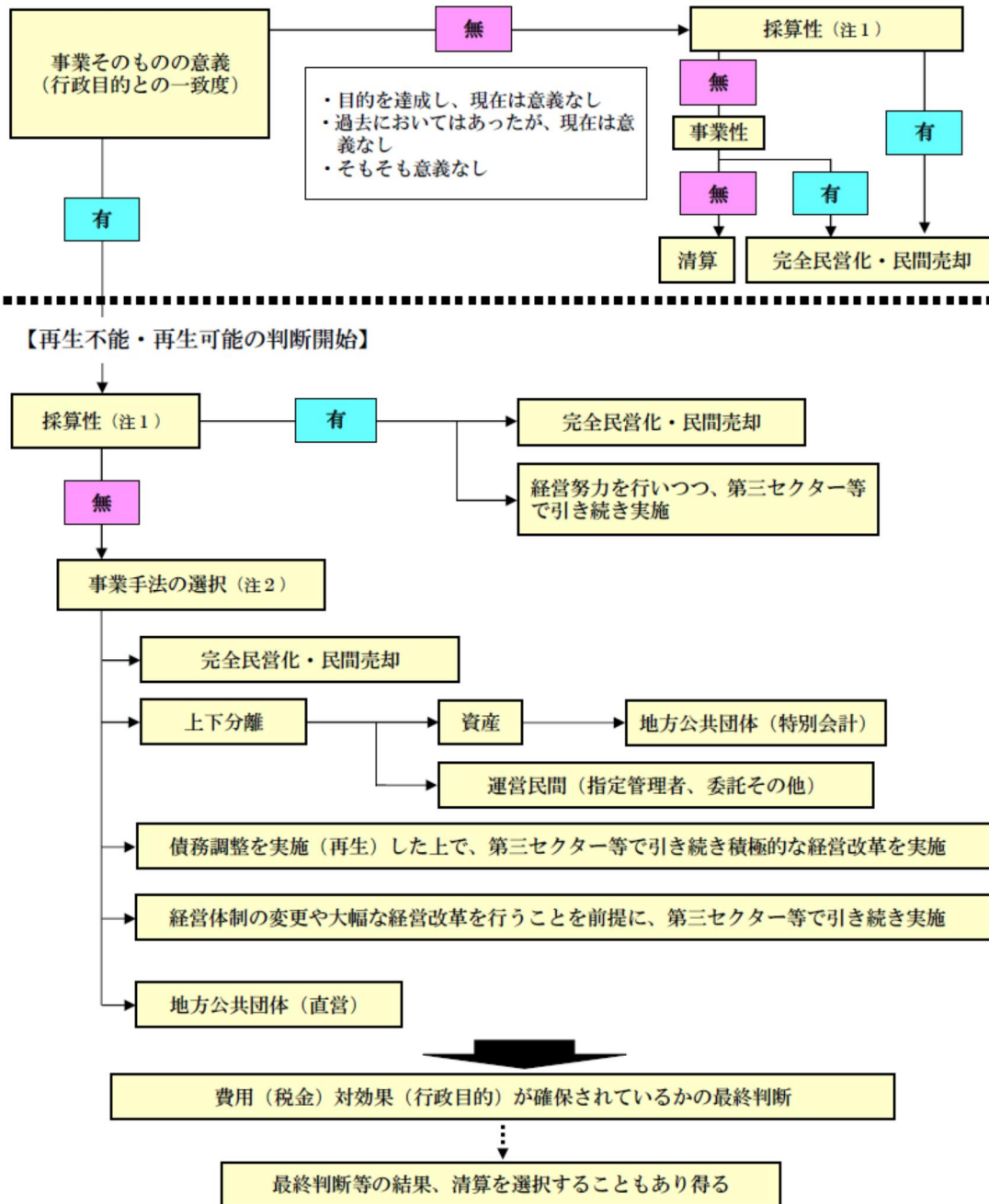
(中略)

#### 2 抜本的改革を含む経営健全化

(1) 以下の基準に該当する第三セクター等については、地方公共団体が抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき対象とすることが適当である。

- ① 公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したものの。
- ② 他の事業手法（例えば、地方公共団体の直営、民間企業への委託等）と比べて費用対効果が乏しいものの。
- ③ 実質的に（事業の内容に応じて時価で評価した場合に）債務超過であるものの。
- ④ 地方公共団体が多大な財政的リスクを有するもの。具体的な基準を一律に設定することは困難であるが、一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して都道府県は 3.75%、市町村は 11.25%～15%）に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当である。（別紙1参照）
- ⑤ 「存続の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）を満たさなくなったもの。

## 【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



現在、県が作成している「公社等見直し計画」は、上記の指針に基づいてモニタリングしていくためには有用な資料であり、第三者からの評価も行っている点では、モニタリング体制としては機能を発揮しているものとする。

ただし、平成18年に出資等外郭団体の抜本的見直しを検討した結果をモニタリングして

いるにすぎず、当初の検討から約 10 年経過し、県及び出資等外郭団体を取り巻く環境が急激に変化していることを踏まえれば、モニタリングを行う上でガイドラインとなる「公社等に関する指導指針」を早急に改定するとともに、出資等外郭団体の抜本的な見直しについてもそれに併せて再検討すべきである。

指導指針の改定及び抜本的な見直しにあたっては、上記総務省の通知及び指針に基づいて実施すべきであるが、各出資等外郭団体の存在意義を検討するための活動指標（稼働率、実施事業数の推移、利用者数など）、県の関与度合いを検討するための財務指標（県からの財政援助額の推移、剰余金の推移など）なども追加し、出資等外郭団体の存在意義、県の関与度合い、運営形態の見直しなど、抜本的な見直しも定期的にも実施する体制を構築されたい。【意見】

#### 第4 廃止決定した出資等外郭団体について

(廃止決定出資等外郭団体)

山形県では平成17年度に出資等外郭団体の総点検を実施し、設立目的別にゼロベースで見直しを行った。その結果として、平成17年度以降現在まで下記の5法人を廃止(統合含む)している。

1. (株)山形県県民ゴルフ場管理公社(平成18年3月廃止)
2. (財)山形県畜産振興公社(平成20年4月廃止)
3. (財)山形県総合運動都市公園公社(平成21年3月廃止)
4. (財)山形県公営企業振興公社(平成22年3月廃止)
5. (財)山形県下水道公社(平成23年4月、(財)山形県建設技術センターと合併)

また、下記2公社について、廃止の方向性を決定している。

1. 山形県住宅供給公社(平成34年度に廃止予定)
2. 山形県道路公社(平成42年度に廃止予定)

さらに、存続と整理した出資等外郭団体についても、「公社等見直し計画」の作成・実施を通じ、社会経済情勢の変化に応じ、不断の見直しを図るとともに、引き続き運営管理の適正化に取り組むとしている。

(監査人の視点)

監査人としては、上記の廃止の方向性が決定している2公社について注目した。廃止の方向性を決定したのが平成17年度であり、山形県住宅供給公社については17年後、山形県道路公社については25年後の廃止の方向性を打ち出したことになる。

これだけの年数を経ての廃止決定を、どのような議論に基づいて行ったか、每期実施している「公社等見直し計画」において、事業の必要性に応じた存続の議論がなされているかについて検証する。

監査人は、不要な出資等外郭団体の廃止を推進するだけでなく、いったん廃止の方向性が打ち出された団体であっても、必要不可欠な団体を存続させることは、真の行政改革であると考え。それが、税金を有効に使用し、県民の利便性を高めることにつながると考えるからである。

特に、山形県住宅供給公社については、廃止時期が7年後と迫っていることを考慮し、現地調査を行い、廃止までの工程について資料閲覧、担当者へのヒアリングにより確認することとした。

(廃止の方向性決定の経緯)

出資等外郭団体については、平成 16 年に策定した山形県行財政大綱に基づき、出資等外郭団体が行う事業及び出資等外郭団体の必要性について見直しを行い、平成 18 年に策定した「やまがた集中プラン」では、「公社等の見直し」として、必要性などの視点での検証を踏まえ、将来的な方向性（廃止・存続）を整理した。その中で、山形県住宅供給公社は「民間の状況を踏まえ、公務部門が住宅・宅地の供給そのものに直接関与する必要性の低下」という理由などから、廃止の方向性が示され、第三者委員会などの意見を聞き検討した結果、平成 34 年度廃止ということになった。

(現地調査の結果)

山形県住宅供給公社は、昭和 32 年 12 月「財団法人山形県住宅公社」として設立され、昭和 40 年 11 月に地方住宅供給公社法に基づき、県民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に、「特別法人山形県住宅供給公社」に改組された。

事業内容としては、分譲事業、賃貸事業、地域づくり支援事業がある。

分譲事業の事業形態は、①宅地分譲、②定期借地権付一般分譲住宅、③一般分譲住宅に大別される。

賃貸事業の事業形態は、①一般定期借地、②事業用定期借地に大別される。

地域づくり支援事業は、近年事業化されたものであり、①山形市幼児遊戯施設べにっこひろば整備事業、②鶴岡市まちの再生支援事業（空き家の解体・整地）、③山形県空き家活用相談体制整備事業などが行われている。

山形県住宅供給公社の「開発団地一覧表」は、以下のとおりである。

分譲実績に関しては、過年度分譲で一定期間未販売の土地は、鶴岡市公社タウン高専前のみであり、非常に効率的かつ良好な事業実績を残している。なお、鶴岡市公社タウン高専前についても、平成 28 年 1 月に契約締結し、完売予定である。こうした良好な実績を反映して、平成 26 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における剰余金は 6,721 百万円のプラスであり、無借金経営を行っている。

今後の分譲計画としては、「公社タウン蔵王みはらしの丘」230 区画、「天童山口（第 2 期）」29 区画を予定している。

開発団地一覧表

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積(m <sup>2</sup> )	区画数(区画)
山形市	1	半郷	S33 ※1	6,178 ※2	26
	2	青柳	S35~37 ※1	20,021 ※2	81
	3	中丁	S38 ※1	13,332 ※2	46
	4	飯塚	S39~42 ※1	33,892 ※2	155
	5	長町	S40 ※1	14,120 ※2	40
	6	南山形	S43~44	16,689	74
	7	漆山	S43~52	38,494	140
	8	榎沢(西原)	S44~52	66,695	285
	9	江俣	S46~49	15,721	74
	10	高原1	S48~51	13,383	54
	11	南館1	S49	2,778	12
	12	べにばな	S51~53	35,075	130
	13	東青田	S52	23,138	80
	14	蔵王桜田 1	S52	7,448	26
	15	鷺の森	S52	990	3
	16	坂巻	S53	11,050	41
	17	南館2(坂の下)	S54	14,438	51
	18	滑川(唐松)	S54~55	17,076	58
	19	和合	S55	3,740	18
	20	蔵王桜田 2	S56~62	23,737	99
	21	蔵王駅前	S57~58	13,026	45
	22	蔵王半郷	S57~H1	5,729	23
	23	高原2	S58~62	9,157	40
	24	沼木	S58~H4	55,151	206
	25	第2沼木	S61~H4	31,257	132
	26	第2蔵王駅前	S62~H4	36,840	149
	27	花楸	H1~2	6,100	25
	28	双月	H3~6	18,189	63
	29	馬見ヶ崎	H6~7	12,332	41
	30	成沢	H8	9,899	31
	31	ほなみ	H8~9	12,377	41
	32	志戸田	H10~14	13,954	45
	33	山形ニュータウン移転宅地	H11~	28,664	47
	34	吉原	H12	13,247	39
	35	長町二丁目	H14~17	2,452	10
	36	南吉原	H15	9,866	38
	37	あじさいタウン村木沢	H15~22	15,987	58
	38	そよ風タウン嶋	H18~	145,316	316
	39	岩波	H19	4,047	10
	40	蔵王みはらしの丘	H28~(予定)	72,727	230
	計	40団地		894,312	3,082

※1.2 財団法人時の番号1から5までの団地は、「分譲年度」欄は「住宅の建設年度」を、「分譲面積」欄は「宅地の造成面積」を記載。

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積(m <sup>2</sup> )	区画数(区画)
米沢市	1	第1中田	S47~53	12,474	46
	2	第2中田	S49	14,365	1
	3	第3中田	S50	4,020	1
	4	窪田	S52~58	17,710	60
	5	通町	S52~H3	19,157	52
	6	笹野	S54	1,100	3
	7	南原	S62~H3	10,232	25
	計	7団地			79,058

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積(m <sup>2</sup> )	区画数(区画)
鶴岡市	1	千石	S47~52	31,718	118
	2	宮田	S53~57	11,870	44
	3	伊勢横内	S54~57	14,225	52
	4	番田 1	S57~H20	10,501	38
	5	番田2(稲生)		11,489	25
	6	みどり町	S58~H5	14,089	44
	7	藤の花	H8~9	3,584	8
	8	鶴岡南部	H9~12	19,974	65
	9	鶴岡西部	H13~16	10,678	34
	10	高専前(井岡)	H17~	6,602	24
	11	第2高専前(井岡)	H22~H26	3,311	13
計	11団地			138,041	465

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積(m <sup>2</sup> )	区画数(区画)
酒田市	1	大坪	S43~44	12,058	60
	2	駅東	S45~47	13,677	55
	3	川南	S49~54	92,306	349
	4	元泉	S55~H1	20,441	71
	5	大町	S59~H5	15,859	63
	6	大宮	H4~6	12,045	41
	7	富士見町	H6~11	68,099	123
	8	住吉町	H13~20	7,467	30
計	8団地			241,952	792

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積(m <sup>2</sup> )	区画数(区画)
新庄市	1	金沢東	S58~H3	50,930	127
	計	1団地		50,930	127

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積(m <sup>2</sup> )	区画数(区画)
寒河江市	1	陵南	S49~50	5,000	23
	計	1団地		5,000	23

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積(m <sup>2</sup> )	区画数(区画)
上山市	1	四ツ谷台	S59~H6	30,470	112
	2	金生 1	H6	17,362	60
	3	金生 2	H12~18	4,531	15
	計	3団地		52,363	187

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積 (㎡)	区画数 (区画)
村山市	1	俵堰	S52~54	9,524	36
	2	千刈	S54~H3	12,945	40
	計	2団地		22,469	76

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積 (㎡)	区画数 (区画)
長井市	1	小出	S53	4,790	1
	計	1団地		4,790	1

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積 (㎡)	区画数 (区画)
天童市	1	郭南	S43	4,963	25
	2	長岡 1・2	S43~52	93,000	291
	3	長岡東	S55~H6	55,693	221
	5	清池	S56	3,965	6
	4	長岡西	H2~H6	19,414	62
	6	にれの木	H8	15,143	54
	7	南小畑	H9~13	56,449	187
	8	天童南部	H9~17	39,099	138
	9	寺津	H15~17	6,849	14
	10	くのもと	H16	12,483	47
	11	天童津山	H19	4,851	19
	12	なでこの里天童山口(1期)	H22~23	6,524	25
	13	なでこの里天童山口(2期)	H28~	7,747	29
計	13団地		326,180	1,118	

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積 (㎡)	区画数 (区画)
東根市	1	蟹沢	S56	1,799	8
	計	1団地		1,799	8

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積 (㎡)	区画数 (区画)
南陽市	1	櫛塚	S53~H2	14,823	50
	2	宮内	S55~H2	23,659	81
	3	赤湯駅西	H11~H26	21,421	72
	計	3団地		59,903	203

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積 (㎡)	区画数 (区画)
山辺町	1	やまのべファミリータウン	S59~H7	138,950	467
	計	1団地		138,950	467

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積 (㎡)	区画数 (区画)
中山町	1	長崎	S56~H3	20,993	46
	2	広瀬	H8	10,260	2
	3	中川原	H11~15	27,087	87
	計	3団地		58,340	135

市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積 (㎡)	区画数 (区画)
河北町	1	いちよう	S55~56	9,571	36
	計	1団地		9,571	36



市町	番号	団地名	分譲年度	分譲面積(m <sup>2</sup> )	区画数(区画)
庄 内 町	1	余目	S43～49	28,776	123
	2	表町	S46～50	16,152	54
	計	2団地		44,928	177

市町村数	団地総数	分譲年度	分譲面積(m <sup>2</sup> )	区画総数(区画)
市	12	-----	1,876,796	6,270
町	4	-----	251,789	815
計	16	-----	2,128,585	7,085

(廃止の方向性に関する監査人の意見)

現地調査の結果に記載のとおり、山形県住宅供給公社の財務状態は良好である。東北他県が相次いで廃止を決定した理由としてあげられる、横領事件や赤字決算は廃止の方向性決定の理由には当たらない。

「民間の状況を踏まえ、公務部門が住宅・宅地の供給そのものに直接関与する必要性の低下」などを理由に、平成17年に廃止の方向性が示され、平成34年度の廃止が決定されたことは当時の議論を当然尊重すべきものである。

しかし、廃止の決定は17年後を想定し行われたこと、出資等外郭団体の見直しは每期行っていることに鑑み、再度廃止の妥当性の検討が必要と考える。【意見】

「民間の状況を踏まえ、公務部門が住宅・宅地の供給そのものに直接関与する必要性の低下」との理由については、山形県では、人口問題や経済規模から大手デベロッパーが大規模な宅地分譲を行った実績は少なく、住宅供給公社の事業が民業を圧迫しているとの指摘は当てはまらず、過年度の分譲実績からも良質な宅地分譲の役割を果たしてきたと言える。

また、平成28年度から分譲を開始する「公社タウン蔵王みはらしの丘」に関しては、全230区画と大規模な分譲計画であり、平成34年の公社廃止までの期間での完売はハードルが高い。少なくとも廃止期限延長に関する議論は当然になされるべきであろう。

さらには、山形県住宅供給公社は、1級建築士4名、2級建築士2名、宅地建物取引士3名などの専門家を複数擁し、分譲事業以外の業務での活躍が期待される。「地域づくり支援事業」で掲げる①空き家対策事業、②市町村営住宅支援事業、③人口減少・少子高齢化対策については、現在問題となっている空き家の危険性の回避、まちのコンパクト化のための不可欠な事業となる。

総務省から平成26年8月「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」が公表され、「第5. 第三セクター等の活用」において、「第三セクター等が有する以下のような長所を踏まえ、有効に活用することが望ましい。」とされている。

1. 地方公共団体の区域を超えた活動
2. 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
3. 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

これらの指針を考慮した場合は、山形県住宅供給公社の業務内容を分譲事業中心から地方創生に貢献できる公共性・公益性の高い事業への見直しを図りながら同公社を存続させ、現在のノウハウを有効活用することも検討されたい。【意見】